

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団旅費規程

平成6年9月30日規程第14号
改正 令和2年3月26日規程第35号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員又は職員（以下「職員等」という。）が事業団の業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「出張命令者」とは、理事長又は理事長の定めるところにより当該職員等に対し出張命令等の決定権を有する者をいう。

2 この規程において「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄。以下同じ。）における旅行をいう。

3 この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

4 この規程において「出張」とは、職員等が事業団の業務のために一時勤務する事業所（非常勤の役員についてはその住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

5 この規程において「何級」とは、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職群及び役割資格等級に関する規程（平成28年3月30日）第4条第1項及び第2項に規定する役割資格等級に定められた当該級をいう。

(出張命令)

第3条 出張は、出張命令者の発する出張命令によって行う。

2 出張命令者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な執行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能な場合に限り出張命令を発することができる。

3 出張命令者は、既に発した出張命令を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合は、自ら又は第4条第1項若しくは第2項の規定により出張を命じられた職員等（以下「出張者」という。）の申請に基づき、これを変更することができる。

(出張命令に従わない出張)

第4条 出張者は、業務上の必要又は天災等、やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

2 出張者は、前項の規定により出張命令の変更をするいとまがない場合には、出張した後、速やかに出張命令の変更の申請をしなければならない。

3 出張者は、前2項の規定により出張命令の変更を申請せず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで出張したときは、その出張者は、命令に従った限度の出張に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第5条 この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、渡航手数料とする。

- 2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により実費額を支給する。
- 3 車賃は、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
- 4 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 5 食卓料は、出張中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 6 渡航手数料は、外国への上張に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費は、清算払又は概算払により支給する。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了した日の翌日から1週間以内に清算しなければならない。

(随行者等に支給する旅費の特例)

第8条 職員が役員又は上位の級の職にある職員に随行を命じられて出張する場合、当該職員に支給する船賃、宿泊料及び食卓料の額は、随行を命ずる役員又は上位の級の職にある職員に支給する額に相当する額とすることができる。

(旅費の区分)

第9条 旅費は、内国出張旅費と外国出張旅費に区分する。

第2章 内国出張旅費

(旅費)

第10条 内国出張旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃
- (5) 業務上の必要又は天災その他、やむを得ない事情によりホテル、旅館等に宿泊する場合には、第15条に定める宿泊料額の範囲内における実費額の宿泊料
- (6) 業務上の必要又は天災その他、やむを得ない事情により宿泊する場合で、宿泊料を要しないが食費を要するときには、第16条に定める食卓料

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。

- 2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のもの

- (2) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道50キロメートル以上のもの
- 3 業務上の必要により寝台列車を利用した場合には、前2号に規定する旅客運賃及び急行料金のほか、出張任命者が定める寝台料金を支給する。
- 4 特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前2項に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金を支給する。
- 5 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船 賃)

第12条 船賃の額は、旅客運賃（はしけ費及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額による。

- 2 前項に規定する運賃で運賃の等級を2階級に区分する場合にあっては下級の運賃、3階級に区分する場合にあっては、中級の運賃とする。ただし、役員については、上級の運賃とする。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車 賃)

第14条 車賃の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又はやむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- 2 前項ただし書の場合には、全行程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数を生じたときには、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、一夜につき10,900円の定額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に宿泊費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り、支給する。

(食卓料)

第16条 食卓料の額は、一夜につき2,600円の定額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに別に食費を要する場合又は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第3章 外国出張旅費

(外国旅費)

第17条 職員等が外国に出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、渡航手数料とする。

(旅費の額)

第18条 前条に規定する旅費の額は、外国出張の都度、理事長が定める。

第4章 補 則

(パック旅行の取扱い)

第19条 パック旅行（旅行代理店が乗物や宿泊料をセットで手配した旅行をいう。）を利用する場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（以下「交通費」という。）並びに宿泊料は、当

該パック旅行の額とする。当該パック旅行に食事が含まれていない場合、食卓料を加算して支給することができる。この場合において支給する額は、パック旅行を利用しない場合の交通費及び宿泊料の合計額を限度とする。

(旅費の特例)

第20条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合は、当該職員に対し、この規程による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委 任)

第21条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

付則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。